

指 名 停 止 等 一 覧 表

(期間 令和7年10月1日 ～ 令和8年3月31日)

番号	業 者 名	本 社 所 在 地	指 名 停 止 期 間	該 当 事 項	指 名 停 止 の 理 由
1	株式会社中央技術 コンサルタンツ	東京都新宿区西新宿8-5-1	令和7年11月17日から令和8年2月16日まで (3ヶ月)	贈賄及び不正行為等に基づく設置基準 (公契約関係競売等妨害又は談合)	株式会社中央技術コンサルタンツは、宮城県気仙沼市が発注した業務の入札において市職員が漏洩した情報を入手し、公正な入札を妨害したとして令和7年7月21日、宮城県警に公契約関係競売入札妨害の容疑で逮捕され、同年8月8日、仙台地検に公契約関係競売入札妨害の罪で起訴された。その後、同市が発注した別の業務においても、同市職員が漏洩した情報を入手し公正な入札を妨害したとして、同年8月20日、仙台地検に公契約関係競売入札妨害の罪で追起訴された。 このことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第2贈賄及び不正行為等に基づく措置基準(公契約関係競売等妨害又は談合)第8号に該当する事実とし、契約の相手方として不適当であると認められるため。
2	株式会社小野建築 研究所	秋田県秋田市旭北錦町3-14	令和7年12月5日から令和8年1月4日まで (1ヶ月)	贈賄及び不正行為等に基づく設置基準 (不正又は不誠実な行為)	株式会社小野建築研究所は、令和7年9月18日東北地方整備局酒田河川国道事務所発注の「酒田河川国道事務所ほか庁舎改修設計業務」の競争参加資格確認申請において、配置予定技術者の同種又は類似業務への従事実績の書類に虚偽の記載を行い、このことが発注元から虚偽記載の指名停止措置となった。 このことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第2贈賄及び不正行為等に基づく措置基準第16号(不正又は不誠実な行為)に該当する事実とし、契約の相手方として不適当であると認められるため。
3	最上広域森林組合	山形県最上郡真室川町大字新町 字下荒川270-1	令和7年12月18日から令和8年1月17日まで (1ヶ月)	当該部局の管轄区域内において生じた事故に基づく措置基準 (安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)	最上広域森林組合は、山形森林管理署最上支署と令和7年6月23日に契約締結した造林事業請負(森林環境保全整備事業)において、令和7年11月20日に立木の伐倒の作業中に危険を生ずるおそれがあるにも関わらず、つるを取り除いていなかったことや伐倒作業時に作業範囲への立ち入り禁止措置をしていなかったことから労働災害を発生させ、これに対し新庄労働基準監督署から労働安全衛生法違反に当たるとして、令和7年12月4日付けで指導票及び是正勧告を受けたため。 このことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第1当該地方支分部局等の管轄区域内において発生した事故等に基づく措置基準(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)第7号に該当する事実があるため。
4	有限会社猪股林業	秋田県由利本荘市山内字上長田10番地の3	令和8年2月5日から令和8年4月4日まで (2ヶ月)	贈賄及び不正行為等に基づく設置基準 (不正又は不誠実な行為)	有限会社猪股林業は、令和5年6月22日に由利森林管理署長と売買契約した立木販売箇所の伐採搬出にあたり、令和7年11月27日、契約区域外であるスギ立木(12本 材積2.95m3)を誤って伐採した。 このことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第2贈賄および不正行為等に基づく措置基準第16号(不正又は不誠実な行為)に該当し、契約相手方として不適当と認められるため。

番号	業 者 名	本 社 所 在 地	指 名 停 止 期 間	該 当 事 項	指 名 停 止 の 理 由
5	クレハ建設株式会社	福島県いわき市錦町綾ノ町16番地	令和8年3月17日から令和8年4月16日まで (1ヶ月)	贈賄及び不正行為等に基づく設置基準 (不正又は不正実な行為)	クレハ建設株式会社は、福島県及び茨城県で請け負った民間発注の工事において、建設業法第3条第1項の許可を受けずに建設業を営むものと、同法施行令第1条の2第1項で定める軽微な建設工事の範囲を超えて下請契約を締結した。このことが、同法第 28条第1項第6号に該当するとして、令和7年12月22日付けで国土交通省東北地方整備局長から同法第28条第3項の規定に基づく監督処分(営業停止命令)を受けた。 このことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第2贈賄および不正行為等に基づく措置基準第16号(不正又は不誠実な行為)に該当し、契約相手方として不適当と認められるため。

注:該当事項の欄には、部局所掌の「工事請負契約指名停止等措置要領」に定める別表第1及び第2に掲げる措置要件又は「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領」の別表に掲げる措置要件のうち該当するものを記入する。